

○北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払

外国為替及び外国貿易法第 16 条に基づき、次に掲げるものを除き、北朝鮮に住所等を有する個人等に対する支払を許可制とすることにより禁止する。

- ① 電気通信事業法第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がする国際電気通信役務に係る精算料金の支払
- ② 万国郵便連合憲章に規定する指定された事業体間で決済する万国郵便条約及びその施行規則に規定する補償金の支払
- ③ 厚生労働大臣がする労働者災害補償保険法に基づく保険給付、国民年金法に基づく給付、厚生年金保険法に基づく保険給付、その他これらに類する給付に係る支払
- ④ 北朝鮮に滞在する居住者がその滞在に伴い通常必要とする支払
- ⑤ 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人に対する支払であって、次に掲げるもの(10 万円に相当する額以下のものに限る。)
 - (i) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人がする食糧、衣料、医薬品その他生活に欠くことができない物資の購入に充てられるもの
 - (ii) 北朝鮮に住所又は居所を有する自然人が医療サービスを受けるために充てられるもの
 - (iii) (i)及び(ii)に掲げるもののほか、人道上の理由により特に必要と認められるもの